

宮 監 公 表 第 3 2 号
令和 2 年 8 月 2 0 日

宮崎市監査委員	河 野	まつ
宮崎市監査委員	荒 木	敏
宮崎市監査委員	上 野	悦 男
宮崎市監査委員	嶋 田	喜代子



宮崎市職員措置請求書の公表について

令和 2 年 8 月 1 2 日に提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項に基づく宮崎市職員措置請求書について、令和 2 年 8 月 1 9 日の監査委員会議（臨時会）で、本請求を 8 月 1 2 日付で受理し監査を実施する旨の決定を行ったので、宮崎市ホームページに公表します。

宮崎市職員監査請求書

宮崎市監査委員 殿

令和2年8月5日

監査請求人 (市民)

平成26年12月19日、[]との宮崎市補助金交付契約の適法性及び、契約締結以前において、総務省との産学官提携が前提条件であつたにも関わらず、それを行わず、その結果において、宮崎県食品開発センター等が関与するはずの契約上の法的義務を怠り、技術的アドバイスが欠けた状態であつた。それが事業成功の帰趨を産学官なしで頓挫し他用途決定ずけたことが客観的に証明できる。

宮崎市は国の会計検査院が複数回、産学官を含む修正、是正をもとめたにもかかわらず、自己に課せられていた産学官提携契約を違法に稚拙し、忌避した。

これは、「企業等不祥事に於ける第三者委員会ガイドラインの策定にあつて」日本弁護士連合会の規定（2010年12月17日改訂）に違反する。宮崎市民および宮崎市議会議員等に対する調査への客観性への信頼において、疑念を払拭する義務をはたしていない。第三者委員会の報告書において、総務省との契約であつた産学提携「なし」でいいとは、全体説明が到底説明つくされていない。十分説明つくしたとは到底いえない。

従い、内外の人間をつかつた調査は必要であつたことをみとめるとしても特に8人の弁護士等に690万円つかつた費用は産学官提携が市長の職責にかかるものであるからして、市長に何ら判断ミスがなかつたという結論等は不当であり、正当化することはできない。第三者委員会の報告書はその意味でかかる判断につき著しく不公正である。弁護士等は重要事実を調査する義務がある。

地方自治法242条の2の規定「住民は地方公共団体の長あるいは、職員について、違法・不当な公金の支出、契約の締結などがあると認めるときは、証明文書を添えて監査委員にたいし、監査を求め違法・不当な行為を是正し、こうむつた損害を回復するための相手に対する必要な措置をとることを当事者に請求することができる。」とある。事実の調査において、業務上過失があつた。それを誰も指摘していないのが実態である。法令の調査義務（弁護士職務基本規程37条）等に違反した。証拠は総務省事実報告書は提携があつたと記載しているが事実関係はない。公文書不実記載であつた。

調査報告書69頁、民間事業者 [] にたいする補助金の交付決定時点において、「交付対象事業の完了予定日についても、事業内容等についても、将来の計画であつて、その実現可能性は流動的であつた」と記載されているが、その民間事業者との契約以前において、前提条件はリスクと関係した産学官提携がなかつたことから同事業の実現可能性はなかつたことは、確定的であつた。よつて、上記報告書の記載内容は誤りであり、この点で瑕疵がある。市長の判断につき、産官学の提携の認識がなく、前提条件なしで、「全く事実の基礎を欠き、社会通念に照らし著しく妥当性をかいた。」

弁護士職務規定37条2項「弁護士は事件の処理にあたり、必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める。」とされている。

第三者委員会の職務については、法的拘束力はないものの、日弁連が「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」を策定しており、本件についても宮崎市との委任契約において同ガイドラインに準拠すると合意がなされていることから、同ガイドラインに反す

る調査、認定、評価が存した場合等に、宮崎市との委任契約の債務不履行となり、ひいては弁護士職務規定第37条1項、第2項及び弁護士法第56条第1項違反の問題となり、それが生じた。

第三者委員会が認定した、宮崎市長の契約がミスとまではいえない、成果の可能性次第とあるがリスクがあつたとしらされていた関係上、確認する義務があつた**べきであり、流動的というあいまいことばで通用するとは評価できない。**産官学をあえてとりあげない不作為は重要な前提条件であつたことをことさら無視している。重大な事実の誤認があつた**べきである。**産学官提携は常識である。しかるに、容易に認識し得る事実を取え**てとりあげなかつた**というべきである。



宮崎市職員措置請求書（補正）

令和2年8月¹²日

宮崎市監査委員 殿

請求人

住所

職業

氏名

電話

第三者委員会（弁護士3名）に対する措置請求の要旨

請求の要旨

1. 事案の概要

平成26年12月19日の契約要件は事業の可能性の可視化である。契約締結準備段階の要件事実が3つある。

要件事実1：申請申し込みの条件は事業性の難度において、酸化問題に困難性があり、現時点では事業不可能であること。要件事実2：対応において、産学官連携があり、その場合において事業の可能性は流動的であること。要件事実3：産学官連携の一つである、宮崎県食品開発センターとの連携が実現する必要性があること。申請書に明示し、実施すること。設計完了の11月7日までに産学官の連携の効果をみること。これが暗

黙の合意である。合意されたことが総務省に到達したこと。それが宮崎市の市長の意思表示であつた。この科学的アプローチが完全に消えうせた。実体は虚偽で覆い隠した。

平成26年12月19日時点、準備段階における要件事実が充足したかどうかは、平成27年3月31日完了したとの虚偽実績事実であり、すべてカラクリである。

議員の発言「補助金交付其の物の判断、正当性があるか」の質問に、当局は「判断そのものの正当性は第三者委員会で行われる予定であると答えた。」（議会議事録平成 年 月 日第124頁参照）

議員は「691万2000円の費用をかけて、調査をしているところ、市民の疑惑が払拭されるよう真相究明に尽力し、市長の責任の所在を明らかにされたいという趣旨の質問をした。」ガイドラインは不祥事の背後にあるリスクを分析する必要があると述べている。リスクの分析を行っていない事実がある。ベストを尽くしていない。事実をより正確に多角的にとらえていない。交付決定は交付決定時点ですでに事業可能性が原始的に不可能であつた事実を隠している。それを適法であつたとの評価を第三者委員会は下している。それが争点である。

国要綱に事業計画の妥当性については、産学官連携が条件であること、その上で十分調査を行うこととある。交付要綱の第4②地方公共団体は上記の目的に即した大学等、地域支援機構が連携して実施する事業に要する経費を交付する」と定義した。宮崎市補助金等交付規則4条「適当と認める事業」に交付するとある。第三者を含めて異議のない、誰もが認める事業とある。14条「虚偽その他不正な手段に補助金交付を受けたとき」とある。該当しないか。

第三者委員会との地域経済循環創造事業交付金に係る調査報告書の作成業務について、

3名の弁護士等と委託契約を平成31年3月25日に宮崎市と締結した。令和元年8月7日付けで調査報告書を提出した。費用は691万2000円である。支払いは令和元年9月4日であった。一般市民に公表されたのはそれから一週間後である。日本弁護士連合会の規定(2010年12月17日改訂)の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインの策定にあたって」に準拠することを合意した。特に、「徹底した調査を実施した上、専門家としての知見と経験に基いて原因を分析し、すべてのステイクホルダー(市民も含む)のために調査を実施し、真相を明らかにし、市長の責任の所在を外部に公表するのが使命である。厳正な調査を実施する為の盾として本ガイドラインが活用されることが望まれた。市民を含む全体の意向を汲んで、本ガイドラインに準拠した調査が求められる」とある。特に産官学提携の申請がなされた後、その意思決定が添付資料に図表として表示された。宮崎県食品開発センターもその中に含まれる。その効果が設計が完了する平成26年11月7日までに現れることが期待された。ところが、平成26年10月ごろの予算策定過程の内部文書に産官学提携存在と明記された文書に市長決定とかかれた。産学官の認識があつたものとうかがえるが、顧問弁護士である、XXXXXXXXXXは申請人の訴状補正書(令和元年11月7日)1頁「宮崎県食品開発センターとの締結が実現できるとして総務省に確約したが役割分担をはたさなかつた。不履行を違法とせよ。」との主張に、令和元年12月18日の答弁書の4頁「宮崎県食品開発センターとの提携は義務でなかつた。」15頁「宮崎県食品開発センターとの提携は総務省にたいして確約した事実は一切存在せず」と全面的に、応募要項、国要綱、産学官連携そのものの取り組み自体の図表で表示した事実そのものが虚偽行為であると自白した。虚偽表示にもとずいた法律行為は無効である。申請時、図表を提出した事実が虚偽表示であると肯定している。歪ん

だ正義である。その不手際がとん挫を招いた。黒を白といつているに等しい。宮崎市の意思表示が産学官提携が存在し、実行されたとの実績報告書はまぎれもなく虚偽行為である。その証拠に産学官連携の不存在が事業の成功を妨げた。平成26年12月19日契約締結時にすでに、事業の原始的不能を明らかにした。酸化問題の放置で成功する見込みはなかつた。

補正の要旨は「誰がいつ、どのような財務会計上の行為が存在したか。その行為はどのような理由で違法又は不当と評価するのか。その結果、市及び市民にどのような損害が発生したのか。それに対し、どのような必要な措置をもとめるのか」である。

第三者委員会と称する弁護士3人との契約が日本弁護士連合会作成のガイドラインに準拠すると合意したことを前提に、契約を締結したが、市長の平成26年12月19日の契約の意思決定に関して、産学官提携の要件が考慮されておらず、重要な基礎的事実がかけていたにもかかわらず、適法であるとしたのは、ガイドラインの基準的レベルの点から債務契約不履行である。根拠のない仮説流動的可能性または独自の意見をのべて、流動的基礎的事実があつたかのように評価して仮装して市長の意思決定を評価した。法律要件の要素に瑕疵があつた。市長の帰責に関し、債務不履行が生じたと解する。平成30年12月12日作成の宮崎市議会の決議内容は「交付金募集に係る本市の対応から（平成26年9月5日）当該交付金の申請に至る過程、平成26年12月19日の意思決定過程」、
「前後の事務の過程や責任の所在が明らかにされておらず、全容についてさらに調査を尽くす必要がある。」と決議したとある。

提携が義務であつたか、努力の範囲であつたかについて、法律「公共サービス基本法案」第6条、第7条、第8条、9条に準拠するから義務の範囲である。重要な事項判断

につき、問題があるとされている事項につき、白または黒かの判断に、産学官連携が考慮されていない事実がどういう影響があるかを、組織のトップは全体をトータルで考えるのであるから、一般的認識に沿ったものでなくてはならない。現実はそうではなかった。意思決定過程でリスクが確かに存在するとき、それがそんざいしないかのように意思決定されている状況がある。それに対し説明責任がなされていない。市民が納得する論理的説明ではない。流動的状況であつたと第三者委員会は説明しているが、具体的な説明も、根拠もないに等しい。このように、あいまいな表現で意思決定の過程を説明するのは、リスクが存在しない状況ではじめていえることで、不確実な事項につき、断定的判断を提供している行為である。第三者委員会の調査報告書について、上記のような理由で、その内容に瑕疵があり、同報告書の作成に携わつた3名の弁護士等は法令調査義務（弁護士職務既婚規定第37条等）に違反した。従い、第三者委員会の3人の弁護士等は市民に対し、回復しがたい知的財産プロパティを侵害した。

第2 前提となる事実

平成26年9月5日、および平成27年3月31日、産学官連携につき、虚偽表示が公文書の外形的事実として、審査庁となる総務省の審議会に添付資料及び実施計画書として存在すると書かれた。審査庁である総務省はそれを承認した。誤審した。事実誤認した。実績報告書の添付図書の中で図柄で表示し、実施したと内容虚偽の文書を作成したことを、これまでの全部の調査報告書にもすべてにおいておおい隠蔽した。したがい、第三者委員会の事実調査も隠蔽されたままである。平成26年12月19日の補助金交付決定の市長の意思決定につき、市長は産学官連携の帰趨は考慮されていないことが窺える。リスクの認識の確認もしていない。適法であるためのその前提条件が考慮されて

いないとき、意思決定につき、考慮されるべきが義務であつたのであるからして、目的を達成するための基本的要素である酸化問題の解決策がないことを、無視することは許されない。社会通念に照らして著しく妥当性を欠いた、判断の裁量権の範囲の逸脱又は濫用したものと解するのが相当である。

第3 損害の特定

宮崎市は平成26年11月7日の設計行為が終了する前までに、産学官連携の効果である、プランチング機器を含むの導入及び設計変更を行う定められた義務の範囲内で、契約締結前の準備行為をする義務があつた。未解決問題を解決する、あと一步の段階でなければならなかつた。国の要綱で定められた条件であつた。それをカウントし、チェックメイトするのが一般的認識に沿うものであつた。リスクの存在があることを知りながら、契約締結前に解決策を定めて、初めて事業性の芽が出てくる。その確認を怠っている。事業の成功は報告書がいう流動的状況ではなく、確実な状況でなくてはならない条件であつた。この場合の裁量権の行使は恣意的行使である。最量権の踰越である。第三者委員会の報告書が述べている「将来のことであり、流動的状況であつたとの余地だあつた」の流動的という状況はすでに違法であり、確実な状況を把握して、初めて出発点といえる。「流動的」というあいまいな抽象的表現そのものが違法表現状態である。流動的という表現の意味は実体がない。流動的といい切ることは想定内の弊害である。事業不可能というべきところである。意味する内容が瑕疵内容である。事業性の判断基準は、確実性であり、流動的可能性は否定されなくてはならない。国要綱は、確実性の基準として、「あと一步」と表現し、限定した。第三者委員会は単なる意見を述べているもので、流動的事実を言っていない。

平成26年12月19日の状況はそれ以前の準備段階における要件事実①②③の前提要件が充足されて完了したとの報告、確認が存在しない。虚偽記載が存在した。信義則違反である。事実と反する説明や不十分な説明により、産学官連携なしの不実な契約は[]も総務省も望まなかつた契約である。産学官連携の恩恵なしの関係性は恩恵を受ける関係性の結果を受ける期待権の侵害である。事業がとんざした基本原因となった。原因特定つき、他の要素をあげているが時系列的に事実と異なる。産学官提携につき、実態と申請内容との乖離がある。第三者委員会の報告書における市長の[]との契約に関し、適法であつたという評価自体は間違いである。産学官の提携事実の虚偽につき、何らの説明もないからである。

根拠のない事実をでっちあげて説明義務違反である。やむをえない客観的事情はない。宮崎市と市議会議員等および一般市民に対して実体が第三者という三人の弁護士とい中
立専門家が市民の信頼を裏切る行為であり、善意の「信頼利益」の毀損である。慰謝料として市及び市民および宮崎市議員等に法律上の知的損害を与えた対価として、第三者委員会の3人の弁護士等に対し宮崎市長が平成26年12月19日の意思決定が不適法であつたことを認めて事実の訂正をもとめると同時に金300万円の慰謝料損害賠償相当額を請求する措置を講じることを求める。宮崎市監査委員は第三者委員会の3人の弁護士等に対し、市長の平成26年12月19日の契約締結の意思決定につき、前提条件である、産学官提携がそれまでの相当な期間で実施していない事実から、問題点をしりながら、適法とした事実につき看過できない契約債務上の重大な過失があつた事実を監査検討するべきである。調査報告書に記載がない、産学官連携の重要内容が漏れている。それらの不作為の行為をもつて理由として、上記の措置を求めるものである。問題点の

解決策の取り組みに宮崎県食品開発センターが産学官の「学」としての役割をはたすことができなかつた点につき、宮崎市長は責任がある。義務であつたかの点であるが、当初、平成26年8月27日、 は問題として、酸化問題が未解決であり、独力では困難であると公知したので必要性がたかつた。宮崎県は産学官連携を提案したので当事者は合意された。合意は申請書に反映されて、関係図書に図柄で表示された。申請通り、産学官連携図画通りに円滑に、実施されたと報告書に書かれた。かかる偽りと不正な手続申請は、ゆるされる範囲を超えている。仮に宮崎市が引き受けていないときは宮崎県が引き受けていたことをかんがえるべきである。そうであれば、産学官提携は成就した。

要件事実1：リスクがある事業であること。そのまま酸化問題が解決しない場合、事業性が困難であることを は告示した。

要件事実2：宮崎市はそれを承知の上で、産学官提携を申請して、引き受けたこと。

要件事実3：産学官連携は平成26年11月7日までの設計完了までが相当な期間であつたこと。それがなされるべきところ、なされなかつたことは、宮崎市の重大な不作為の過失があること。以上の法律要件の3つの帰趨と効果の説明がないこと。これを欠いた宮崎市長の平成26年12月19日の補助金交付決定は必要条件を充足していないのであるから、妥当とはいえない。それを妥当であるとした第三者委員会の調査報告書はまちがいであるから法律的要素につき瑕疵がある。